

第22回木津川市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成30年11月5日(月) 午前9時30分から
- 2 場 所 木津川市役所 全員協議会室
- 3 出席者 (委員)宗田会長、大庭委員、片田委員、西村委員、牧井委員、片岡委員、山本委員、九社前委員、河口委員、谷口委員、大黒委員、江河委員、尾崎委員
(代理:勝山氏)、公文代委員、福井委員、清水委員、立花委員、光橋委員
(事務局ほか)河井市長、若狹部長、西理事、竹谷次長、坂元担当課長、生拔主幹、北岡係長、兼嶋主事、西村課長、山口課長補佐、福井課長
- 4 議事
日程第1 会長の選出について
日程第2 審議案件 議案第52号 相楽都市計画 地区計画の変更について
日程第3 報告案件 相楽都市計画 道路の変更について
- 5 その他
- 6 閉会

○北岡係長 定刻となりましたので、ただいまから、第22回木津川市都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、18名の全委員の御出席をいただいておりますので、委員の2分の1という定足数を満たしており、当審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、お手元に、第22回木津川市都市計画審議会資料をお配りしておりますので、配付資料の御確認をお願いいたします。

まず、A4の次第でございます。2番目にA4の配席図でございます。3番目にA4の委員名簿でございます。4番目に木津川市都市計画審議会条例でございます。5番目に木津川市都市

計画審議会条例施行規則でございます。6番目にファイル「議案図書」、緑色のファイルでございます。こちらでございます。7番目に資料1「第22回木津川市都市計画審議会」説明資料、A4で横のパワーポイントの資料となっております。続いて、8番目資料の2「当尾の郷会館の都市計画マスタープランの位置づけ」資料でございます。A3の両面のものです。続きまして、資料の3「相楽都市計画道路の変更について」説明資料でございます。こちらのパワーポイントのA4横のものです。続きまして、資料の4「宇治木津線の都市計画マスタープランの位置づけ」資料でございます。A3の両面のものでございます。

それから、本日、公文代委員から、宇治木津線に関しまして資料の提供がございました。こちらのカラーのパンフレット、28冊と書かれたものでございます。こちら、併せてお配りをしております。後ほど公文代委員から御説明をいただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の日程でございますが、恐れ入りますが、先ほどのA4の次第をご覧ください。

合計3件ございますけれども、はじめに、河井市長から開会の挨拶、そして、委員紹介と続きまして、議事は日程第1におきまして、木津川市都市計画審議会条例第4条第1項に基づきまして、新会長を選出いただきます。

会長が選出されましたら、日程第2、議案第52号を議決案件とし、日程第3を報告案件とし、その他、閉会といった流れで進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、この審議会は、当審議会条例施行規則第3条に基づきまして、会議は公開で行いますので、傍聴者等の入室が可能となっております。

御了承をお願いいたします。

今回、傍聴等を御希望の方が、5名おられますので、ここでお入りいただきたいと思います。

(傍聴者入場)

○北岡係長 次に、傍聴者等の皆様に申し上げます。

審議会の傍聴に際しましては、木津川市都市計画審議会条例施行規則第3条第8項の規

定を遵守いただきますとともに、録画・録音等はできませんので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、写真撮影につきましては、議事が始まるまでは可能といたしますので、撮影される方は、よろしくお願いいたします。

お手元に配付しております傍聴要領を厳守されますようよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に際しまして、河井市長から御挨拶申し上げます。

○河井市長　皆さん、おはようございます。市長の河井でございます。

本日ここに、第22回の木津川市都市計画審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様方には、何かと御多用のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。深く御礼申し上げます。

さて、本日、皆様方に御審議をいただきます案件につきましては、相楽都市計画地区計画の変更についてでございます。

内容につきましては、当尾地区の活動拠点といたしまして現在御活用いただいております当尾の郷会館に係るもので、地区計画によりまして、運用可能な用途の幅を広げ、今後さらに有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、報告案件でございますが、京都府決定の宇治木津線(都市計画道路名、城陽井手木津川線)に係ります相楽都市計画道路の変更について御報告をさせていただきます。

どうぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

○北岡係長　ありがとうございました。

次に、今回は現在の委員体制となりましてから、初めての都市計画審議会の開催となりますことから、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

お手元のA4の委員名簿をお開き願います。現在の委員の皆様を記載させていただいております。

まず最初に、学識経験のある者から構成されます1号委員の皆様を御紹介申し上げます。

宗田委員でございます。

○宗田委員　　どうも、宗田です。よろしくお願いします。

○北岡係長　　続いて、大庭委員でございます。

○大庭委員　　大庭です。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続いて、片田委員でございます。

○片田委員　　片田でございます。よろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続いて、西村委員でございます。

○西村委員　　西村です。よろしくお願いします。

○北岡係長　　続いて、牧井委員でございます。

○牧井委員　　牧井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続きまして、木津川市議会の議員から構成されます2号委員の皆様を御紹介いたします。

片岡委員でございます。

○片岡委員　　片岡でございます。よろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続いて、山本委員でございます。

○山本委員　　山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続いて、九社前委員でございます。

○九社前委員　　九社前です。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続いて、河口委員でございます。

○河口委員　　河口靖子です。よろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続いて、谷口委員でございます。

○谷口委員　　谷口でございます。よろしくお願いいたします。

○北岡係長　　続きまして、関係行政機関または京都府の職員から構成されます3号委員の皆様を御紹介いたします。

山城南土木事務所長の大黒委員でございます。

○大黒委員 大黒です。よろしくお願いします。

○北岡係長 続いて、木津警察署長の江河委員でございます。

○江河委員 江河でございます。よろしくお願いいたします。

○北岡係長 続いて、相楽中部消防組合消防本部消防長の尾崎委員でございますが、本日は御都合により代理の方に出席いただいております。

○勝山委員代理 中部消防署長の勝山でございます。よろしくお願いします。

○北岡係長 続いて、農業委員会長の公文代委員でございます。

○公文代委員 公文代です。よろしく。

○北岡係長 続いて、木津川市商工会長の福井委員でございます。

○福井委員 福井でございます。よろしくお願いします。

○北岡係長 続きまして、本市の市民からの公募により構成されます4号委員の皆様を御紹介いたします。

清水委員でございます。

○清水委員 清水です。よろしくお願いいたします。

○北岡係長 続いて、立花委員でございます。

○立花委員 立花です。よろしくお願いします。

○北岡係長 続いて、光橋委員でございます。

○光橋委員 光橋と申します。よろしくお願いします。

○北岡係長 なお、委員の配席につきましては、委員名簿のとおりといたしますので、御了承を願います。

次に、当審議会事務局の主な職員につきましても、御紹介をさせていただきます。

木津川市長の河井でございます。

○河井市長 河井でございます。よろしくお願い申し上げます。

○北岡係長 建設部長の若狹でございます。

○若狹部長 若狹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長 建設部理事の西でございます。

○西理事 西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長 建設部次長の竹谷でございます。

○竹谷次長 竹谷でございます。よろしくお願いいたします。

○北岡係長 都市計画課担当課長の坂元でございます。

○坂元担当課長 坂元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡係長 なお、その他都市計画課の事務局職員のほか、本日は、日程第2で当尾の郷会館に係る議決案件もございまして、関係課である教育部社会教育課、マチオモイ部観光商工課の職員も事務局の幹事として出席をしております。

さらに、日程第3では城陽井手木津川線に係る報告案件もございますことから、建設部指導検査課長も、事務局の幹事として出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、河井市長は、この後、公務のため退席をさせていただきますので、御了承を願います。

○河井市長 よろしくお願いいたします。

(市長退席)

○北岡係長 それでは、初めに、日程第1といたしまして、会長の選出についてを議題に供します。

本件は、任期満了に伴う木津川市都市計画審議会会長の選任についての案件でございます。

木津川市都市計画審議会条例第4条第1項によりますと、会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によって定めると規定されております。

事務局からの提案でございますが、委員の皆様からの指名推選の形をとらせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○北岡係長 異議なしということですので、それでは指名推選により、会長を選出したいと存じ

ます。どなたか、会長の推選をお願いしたいと思います。

○光橋委員 委員の光橋でございます。会長には、京都府立大学におきまして都市計画分野の教授として教鞭をとられ、都市計画法あるいは都市計画制度に精通していらっしゃいます宗田委員を御推薦申し上げます。

○北岡係長 ありがとうございます。ただいま、光橋委員から宗田委員を推選したいと御発言がございました。

ほかに、御意見等ございますか。

御意見等ございませんので、光橋委員からの御提案のとおり、会長の選出については、宗田委員を推選により会長に選出することでいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○北岡係長 異議なしの声がございましたので、それでは、宗田委員に会長をお願いしたいと思います。

宗田会長、どうぞ会長席へお移り願います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○宗田会長 今、会長に選出されました宗田でございます。引き続きということで、会長を務めさせていただきますが、私、今、ずっと思ってたんですが、この木津川市の庁舎の設計をコンペでやって、その審査員をしたころからでございますので、もう随分長く木津川市、その前は木津町を含む合併の協議会に京都府から派遣されて、何回か協議、もう25年、私、京都におりますので、木津川市が生まれる前からお付き合いしてるなと思ひまして、この都市計画審議会は、郡瀧先生という同志社大学の環境の先生がおやりになってるときにお手伝いに入りまして、この2期か3期前ぐらいから会長をしておりまして、いろいろ見てまいりましたが、この間も急速に木津川市の中の動きがあります。

今回、いろいろ御報告する中で、宇治木津線の、ようやくこれも長い議論がかかりましたが、一つ方向が見えてきておりまして、木津川右岸のほうで、まちづくりにとってかわってくるという転換期を迎えています。こういういわゆる学研都市から学研以外のところも含めてどう丁寧にまちをつ

くっていかってという大切な時期でございますので、どうか皆様のお力添えをいただきまして、この木津川市のまちづくりを丁寧に審議していくという努力を続けたいと思います。ひとつよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○北岡係長　ありがとうございました。

それでは、木津川市都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理する者を、会長があらかじめ指名することになっておりますので、会長から代理者の方の御指名をお願いしたいと存じます。

○宗田会長　それでは、京都大学の大庭先生にひとつお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○宗田会長　では、よろしくお願ひします。

○大庭委員　よろしくお願ひします。

○北岡係長　次に、今回初めて審議会へ出席される委員の方もおられますので、議案の採決の方法、いわゆる議決の方法につきまして、確認させていただきたいと存じます。

それでは、事務局から説明を申し上げます。

○坂元担当課長　失礼いたします、都市計画課の坂元でございます。

この委員体制につきましては、来年の6月末までの期間となっております。大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、議案の採決の方法につきまして御説明を申し上げます。

木津川市都市計画審議会条例施行規則第5条の規定に基づきまして、採決の方法など審議会の運営に関する必要な事項に関しましては、会長が審議会に諮って決定するとなっております。

そこで、事務局からの御提案でございますが、採決につきましては、議事をスムーズに進めるために、採決の方法を明確化することとし、各議案につきまして、事務局からの説明の後、質疑応答を行います。それが終わりましたら、議長が口頭で異議の有無を確認させていただきます。

異議がない場合は、原案のとおりとして決定する簡易採決の方法によることといたします。

また、議案に対しまして、委員の皆様方の意見が分かれた場合の採決方法といたしましては、無記名の投票により決するという方法で、採決を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宗田会長　ただいま事務局から御説明のありました方法で、採決を行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○宗田会長　実は、都市計画審議会というのは、戦後できた制度なんです、長年採決をせずに異議なしで通るというお飾りのようなものが続いていただいたんですよ。木津川市は新しい市でして、いろいろ新しいことをこの都市計画審議会でもやってたんですが、郡嶋先生の時代からずっと活発に御議論をいただくような、決してお飾りではないということ、そもそも市議会の代表の方がいわゆる2号委員としてこの都市計画審議会には、もうできたときからずっとおられるわけで、市議会の中で議論すればいいということがそもそもあったわけですから、市議会の先生がいるんだったらほかの委員は特に異議なしという形で決めてくださいみたいなスタンスだったんですが、御存じのとおり、今、市民公募委員の方たちも市民の声をダイレクトにこの審議会に届けていただくようになってますし、市議会のほうの活動も活発になっておりますので、議論がどうしても噴出します。そのときに、最後は時間もかけられませんので、実はかなり時間をかけて何回もやったりしたこともあるんですが、税金使ってやっておりますので、一定のところで採決をさせていただくという形で、そういう都市計画審議会の一つの進歩の過程でもありますので御理解いただきたいと思います。

異議なしという形で、今の事務局の提案のとおり進めさせていただきます。ありがとうございます。

○北岡係長　それでは、日程第2、以後の審議会の進行につきましては、木津川市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、宗田会長に議長をお願いしたいと思います。

宗田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○宗田会長　では、早速議事を進めますが、審議案件に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行います。

木津川市都市計画審議会条例施行規則第4条第1項の規定により、議事録作成につきましては、会長と会長が委員の中から1名を指名することになっております。

これは、従来、名簿順という形で、その会ごとに議事録署名人をお願いしております。そういうことで、今回は大庭委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第2といたしまして、議案第52号を議題に供します。

では、事務局の御説明、お願いします。

○坂元担当課長　都市計画課の坂元でございます。

私のほうから、まず、今回の当尾の郷会館地区計画の都市計画案につきまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが座らせていただきまして説明をさせていただきます。

資料につきましては、ファイルとじの図書と、A4横カラー刷りのパワーポイントの資料1、あと、当尾の郷会館地区計画に係る都市計画マスタープランの位置づけを示した資料2、この二つになります。

資料1につきましては、都市計画案をわかりやすくまとめたものでございまして、これをもとに御説明をさせていただきます。また、前面のモニターにも同じ内容を映しておりますので、併せてご覧くださいませ。

では、資料1の2ページをご覧ください。

今回、地区計画の決定を行いますのは、赤丸の当尾の郷会館地区、小さくなっておりますが、赤丸のところでございます。

この案件の趣旨についてでございます。

当尾地域は、ご覧のとおり、加茂駅から約5キロメートル離れた中山間地域に位置しております、人口減少、高齢化、農地荒廃等の課題を抱えた地域となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。

まず、現時点での都市計画等の指定状況でございます。区域区分は市街化調整区域でございます。建築物が建てられる容積率は200%まででございます。同じく建蔽率は60%までとなっております。防火地域と地区計画等の指定は現在ございません。

次に、施設利用の現況のところ、右側をご覧ください。

先ほども御説明いたしましたとおり、市街化調整区域に立地していることから、都市計画法等による使用できる用途の制限がかかってございまして、社会教育施設・郵便局・集会所等の用途までに、現在制限されてございまして、この会館の施設の能力を十分活かしていないというのが、現況でございます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

次に、課題と方向性等でございます。

詳細な経緯等は、後ほど、改めて御説明させていただきますが、この会館につきましては、まず、平成24年度に、市として、木津川市立当尾小学校跡地利活用の方針策定を受けまして、平成26年度から平成27年度にかけまして、当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化委員会の開催や、同じく平成27年度には、当尾地域力創造プランにおける提言などによりまして、市民相互の交流や地域活動を促進し、体力の増進や生涯学習の振興を図るとともに、福祉の増進、ゆとりのある市民生活に寄与するため設置された施設として、地域の拠点としての機能の充実を図っていくこととされたところでございます。

しかしながら、現行の都市計画法や建築基準法などによる運用が可能か関係機関等と協議を進めてまいりましたが、これらの手法では利活用が困難であるということが判明いたしまして、今回のような地区計画の活用の検討を開始したものでございます。

次に、都市計画の種類でございます。

当尾の郷会館地区に地区計画を設定することで、政策的に市街化調整区域の例外として施設の未使用部分の有効活用が可能となることから、地区計画は今回のようなケースでは、最も適した都市計画になるものと、事務局では考えております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

次に、地区計画案作成までの経緯につきまして、御説明申し上げます。

平成19年3月に木津川市が誕生いたしまして、2年後の平成21年3月に、まちづくりにかかる全ての計画の基本となります第1次木津川市総合計画を策定いたしました。

続きまして、平成23年6月に、木津川市総合計画等に即しまして、都市の将来像や整備方針を記した第1次木津川市都市計画マスタープランを策定いたしました。

翌年の3月に、当尾小学校が閉校となりました。同年10月に、当尾小学校の今後のあり方についての基本的な考え方と、それに基づく具体的な方策について記した当尾小学校跡地利活用の方針を策定いたしました。

同年11月に、旧当尾小学校を舞台といたしまして木津川アート2012、今、ちょうどまさに瓶原のほうでやっておりますが、その木津川アート2012を開催しまして、翌年4月に、当尾の郷会館を開設したところでございます。

平成26年9月から平成28年2月にかけて、当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会を計7回開催し、平成28年3月に当尾地域力創造プランを策定いたしました。このプランでは、当尾地域の課題、全体像取組方針を定めまして、当尾の郷会館の利活用についても具体的取組として挙げられております。

平成28年7月、現行の都市計画法による運用では当尾の郷会館のさらなる利活用が困難なため、地区計画の活用の検討を開始いたしました。

平成29年2月には、当尾の郷会館CREATION PROJECTの募集を開始し、芸術家に無償で製作用の部屋をお貸しいたしまして、当尾の郷会館の利活用や地元住民と交流の創出に努めてまいりました。

そして、本年9月に、このたび地区計画案の作成に至ったというのが、これまでの経緯でございます。

次に、6ページ目をご覧ください。

当尾の郷会館地区の上位計画での位置づけにつきまして御説明申し上げます。

市が行いますまちづくりにつきましては、上位計画に基づいて進めていく必要がありますので、地区計画案を作成するに当たりまして、当尾の郷会館地区が上位計画において、どのように位置づけられているのかを御説明申し上げます。

まず、木津川市総合計画についてですが、この計画は、木津川市のまちづくりにかかる全ての計画の基本となるもので、木津川市の行財政の運営において、最も上位に位置づけられる計画でございます。

本計画の施策27には、計画的な土地利用による豊かな都市形成について記しております。

施策の基本方針として、それぞれの地域の個性を活かし、自然・田園環境と都市環境が調和した計画的な土地利用を進め、自然・田園環境の保全を図るとともに、快適な生活環境と風格ある美しい景観を持ったまちの実現を目指すこととしておりまして、その施策の実現に向けた主な取り組みとして、都市計画マスタープランに基づきまして、活力と持続可能で魅力あるまちづくりを進める、特に市役所周辺は、本市の中心市街地として市街地整備を進めるとともに、加茂地域及び山城地域につきましては、市街地整備事業等により整備された都市基盤を活かして、地域コミュニティ・日常生活の顔・核として、都市機能の充実を図るため、主な事業等として地区計画の推進が挙げられているところでございます。

7ページをご覧ください。

次に、木津川市の都市計画マスタープランでの位置づけについてを御説明いたします。

この計画は、総合計画に掲げる市の将来像の実現に向けまして、都市計画分野における視点や方針、具体的な取り組みなどを取りまとめたものでございます。

本マスタープランでは、集落地区の整備につきまして、市街化調整区域及び都市計画区域外における集落につきましては、限界集落の防止や防災性の向上の観点から道路等の生活基盤整備等を行いつつ、農業振興地域整備計画に基づきまして、周辺環境との調査に配慮した農村景観の保全を図りつつ、持続可能な集落環境づくりを検討することとしておりまして、その主な取り組みとして、市街化調整区域における地区計画の検討や開発許可制度の活用を記させていただいております。

続きまして、8ページ目でございます。

地区計画案の内容の説明に入ります前に、そもそも地区計画とはどのような都市計画であるかにつきまして、御説明申し上げます。

地区計画とは、市町村が策定主体となり、各地区の課題や特性に応じまして良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める、いわば地区レベルの都市計画でございます。建築物の建て方のルールなどを具体的に定めるものでございます。その後、地区計画の導入時につきましては市街化区域のみしか定めることができなかった訳でございますが、平成4年の都市計画法の一部改正によりまして、今回のような市街化調整区域内でも定めることができるようになったものでございます。

それでは、この地区計画で何を定めるのかについてでございますが、地区計画は、区域の整備・開発及び保全に関する方針と地区整備計画から、成り立っております。

区域の整備・開発及び保全に関する方針は、地区の目標将来像を示すものでありまして、地区計画の目標や土地利用の方針などを定めております。

地区整備計画では、目標・方針を実現させるために、具体的に建物の建て方などのルールを定めているものでございます。

9ページをご覧ください。

次に、地区計画案の詳細につきまして御説明申し上げます。

名称は、「当尾の郷会館地区計画」で、加茂町の下垣外の一部、約0.6ヘクタールを対象区域とする地区計画でございます。

10ページ目をご覧ください。

こちらは、地区計画の区域を示しておりまして、赤い線で囲われている部分が今回の地区計画の対象区域でございます。

11ページ目をご覧ください。

区域整備・開発及び保全に関する方針につきましては、上位計画での位置づけ、当尾の郷会館地区の課題と方向性を踏まえまして、次のとおり定めております。

まず初めに、地区計画の目標についてです。

当尾地域はJR加茂駅から約5キロメートルの範囲の中山間地域に位置し、人口減少、高齢化、農地荒廃等の問題を抱えております。当尾の郷会館は、地域のよりどころであった旧当尾小学校を当尾の郷会館として整備した施設でございまして、地域住民が集える場、地域外住民との交流を創出する場となるよう、民間を活用した地域課題等に取り組み、複合的・多機能拠点としての活用が望まれております。

本計画は、地域コミュニティの中心的な場所のみならず、現在の歴史ある地域の住環境を守り育てるとともに、新たに魅力を創り出し、地域力の活性化につながることを目標といたします。

12ページ目をご覧ください。

土地利用の方針については、地域の集会・交流の拠点となるよう公益性が高く、地域振興に資する土地利用を基本とし、周辺の歴史的な地域と調和し、新たなコミュニティの形成を図るために、施設の利活用にあわせました土地利用を図ってまいります。

そのほか当該区域の整備・開発及び保全に関する方針につきまして、市街化調整区域内であることに配慮しながら、当尾の郷会館の多機能拠点、交流拠点、農産業拠点としての利活用を図るために建築物等の用途の制限を定めてまいります。

13ページ目をご覧ください。

次に、地区整備計画の内容につきまして、御説明を申し上げます。

先ほどの区域整備・開発及び保全の方針のところ掲げましたとおり、目標将来像の実現のために、建築物の建て方のルールなどを具体的に定めております。

まず、建築物等の用途の制限といたしまして、ご覧の9つの項目が、当尾の郷会館にて運用可能、いわゆる建築可能な建築物となります。

1番目は、学校、図書館その他これらに類するものでございます。

2番目は、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでございます。

3番目は、農林水産物の処理・加工・貯蔵に必要な施設でございます。

4番目は、近隣住民の社会教育的な活動、あるいは、自治活動のための公民館、集会所そ

の他これらに類するものでございます。

5番目は、美術品、工芸品、日用品を製作するためのアトリエまたは工房でございます。

6番目は、公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の4で定めるものでございまして、郵便局がこちらのほうに該当しております。

7番目は、事務所でございます。

8番目は、体育館またはスポーツの練習場でございます。

9番目は、前各号の建築物に附属するものでございます。

ここまでが地区計画の案の内容でございます。

最後に、14ページをご覧くださいませ。

当地区計画の都市計画決定までのスケジュールにつきまして、御説明を申し上げます。

9月18日から10月2日までの間、地区計画案について条例に基づく縦覧を行いました。10月9日までは意見書を受け付けておりました。縦覧者数の人数は2名、意見書の提出者数は0名でございました。

次に、9月26日には第1回目の地元説明会を行いまして、9名の方に御参加をいただいたところ です。

また、10月15日から同月29日まで、都市計画法に基づく2回目の縦覧を行いまして、同期間で意見書を受け付けておりました。縦覧者、意見書提出者ともに0名でございました。

また、10月17日に第2回目の地元説明会を行いまして、こちらは3名の方に御出席いただきました。

そして、本日、木津川市都市計画審議会におきまして、今回の都市計画変更(案)につきまして、御議決いただけたら、地区計画の変更につきましては、市で定めております木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の改正が必要となりますので、その改正議案を12月議会定例会へ上程する予定となっております。

この議会におきましても、提出した議案を議決いただきましたら、最終的には都市計画変更の告示を行いまして、効力を生じることとなる予定でございます。

長くなりましたが、以上をもちまして、当尾の郷会館地区計画の都市計画案に関する御説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○宗田会長　それでは、ただいま御説明いただきました議案第52号、地区計画に対しまして、何か御意見、御質問ございましたら伺います。

どうぞ、河口委員、お願いします。

○河口委員　失礼いたします。河口です。

この当尾の郷会館、なかなか使いにくいということで、議会のほうでもいろいろと審議し、悩んでいたという、何とかならないのかなというふうな方向で進んできたわけですが、このように都市計画という観点から幅広く活用していこうという行政のそういう進行していただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、質問なんですけど、2回にわたって住民の方に説明会をしていただきました。ちょうど私も参加できなかったのも、そのときの住民の方の御意見がどういうふうな意見が出てたのかなというのがすごく気になっているところでございますので、ここでちょっと披露していただきたいというふうに、どのような意見が出ていたのかという、そのことを質問したいと思っております。よろしくお願いします。

○宗田会長　私も、ちょうどそれ聞きたかったなと思ってた、ぜひよろしく。まず、そこら行きましょう。

○坂元担当課長　最初のほうが9名だったということで、これはまさに地域長さんを初めとして、あるいは前の地域長さんも来ておられましたけども、要はほんとに地元の方々がお聞きになりましたが、とにかく早く活用できるようにしてほしいと。やっぱりほかの場所で借りてというのは、間借りしていろんな活動されてるというふうにされているところでしたけど、ここでやっぱり活用できるようになるのは非常にありがたいということで、感想を述べられて帰っていかれたというところであります。

それと、2回目の3名の方につきましても、やはり地域長さんをはじめとして、地元の方、お越し

いただきましたが、こちらのほうも特に御意見はなかったんですが、やはり活用できるように早くやってほしいということだけ御意見を頂戴しております。

以上です。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○河口委員 ありがとうございます。そこで、最後のほうに説明していただきました地区計画(案)の内容のところでのいろんな9項目あったわけですが、特に、今後この内容の中で、当尾の郷会館において、充実していきたい、これからどのようなものが充実されるのかというその後、流れを教えてくださいたいと思います。お願いします。

○宗田会長 では、当尾の郷会館の今後の見通しに関しまして、お願いします。

○山口課長補佐 観光商工課のほうからお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、都市計画変更の前、前年度におきまして、当尾の役員会のほうともお話しさせていただいた中で、いろいろ地域の要望、いただいております。その中でも、地域としましては、農産物の加工という部分に関しましていろいろ進めておられるという中で、観光の拠点という部分も含めて郷会館でいろいろ販売したいというような意見も聞いております。

それと、この4月から郷会館のほう、クリエイターを入れさせていただきまして、2部屋で活動をしていただいております。それらの活動の中身に関しまして、今、地域と交流を深め、製作やワークショップなどすごく活動的にされておられますので、そちらのほうも検証しながら、期待をしたいなという部分もございます。

以上でございます。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○河口委員 すみません、ありがとうございます。ぜひ、その方向でしていただきたいなと思っています。ちなみに、今までは教育委員会のほうで管理、またそういうところでの活用というところが主でしたが、今後教育委員会関係ではどのような考え方で進んでいかれるのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○宗田会長 はい、おられるんですか、教育委員会。

○西村課長 社会教育課長です。

今、この当尾の郷会館が開館しましてから、現在もともと今はなくなっておるんですが、当尾公民館を解体しました。そこで、地元が使われていた機能を当尾の郷会館の1階部分で集会所として機能しております。

それと、そこに同居しておりました簡易郵便局、そちらさんも当尾の郷会館の一部に入っております。そして、今現在、その郵便局の横の部屋、サロンと言われる部分なんですが、誰もが休憩場所として御利用いただけるように、そちらを兼ね備えております。

そして、体育館、グラウンド、そして2階には研修室と、調理室、工作室が用意しておりまして、生涯学習の貸館事業を現在しているところでございます。

現在、教育委員会では、今現在の活用が完成形と思っております、残った空き室について、観光商工課のほうで地域振興のほうの活用を進めていただけたらということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○宗田会長 はい。

○河口委員 最後にしたいと思います。

特に、地区計画の中で有効、用途が拡大されたわけですが、特に当尾のこの地域では、農林水産物とか処理、加工、貯蔵とかこの点について、やはり主的にやっていかれるのかなっていうふうにお話も聞かせていただいて、感じました。

そこで、会館の中に小学校のところで、自校給食をしていた厨房があったと思うんですが、それがなくなっているとか、今は使えないような状況にあるということを確認しているんですが、それで間違いないのか、また、今使用できないような形であれば、どのような形で復活をさせていかれるのか、その辺のところを最後にお聞きしたいと思います。

○宗田会長 はい、はい。厨房、給食室のかつての厨房なんだそうですが、やっぱり関心あります、わかりますか。

○西村課長 現在、その1階に厨房がございます。そちらにつきましては、京都府の福祉のま

ちづくり条例の面積要件の関係もございまして、現在使用を停止しているというか、使っていない部分になっております。

現在、地区計画、今回御審議いただいている件につきまして、できましたらその部分については、一定使えるよう協議を進めていきたいなと思っております、基本的には社会教育施設ではなくて、地域振興の観点から使えるように前向きに考えていきたいと思っております。

○河口委員 ありがとうございます。

○宗田会長 どうぞ。

○九社前委員 九社前です。

この地域の公有財産の関係の有効活用ということで、今の説明いただきました。閉校になってから、小学校が、一応7年余りになるわけですが、その間、地元の方はふるさとの関係で、観光資源としても活用したいと、地域のコミュニティの関係でも活用したいということで、ものすごく要望があったわけです。

それで、その所管が教育委員会ということでして、今、河口委員が言われたように、3階と、それから厨房関係は使ってもらったら困るというようなことで、これまで7年間は全然使えなかった。それで、中の厨房器具等、備品も全部ほかのものも学校等に移設されたと思うんですが、そういう状態やったので、時間の経過が7年間何でそういうことになったのかというところを、所管は教育委員会でしたから、教育委員会の説明をいただいて、今、その横に、今回の審議には関係ないんですが、長い間、当尾の保育園というのがありまして、隣接しております。その辺の状況は今、どないなってるのかということも聞かせてもらえたら、これからのコミュニティの活動に関して、有効にまた活用できるのではなかろうかという思いで質問させていただきます。

以上です。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○西村課長 社会教育課です。

今、2点質問あったかと思うんですが、1点目、社会教育のほうからお答えさせていただきます。

まず、平成24年3月に当尾小学校が閉校となりました。その後、教育委員会のほうで当尾小

学校跡地利活用の方針策定、それにとりかかっております。そして、平成25年4月、当尾の郷会館の条例施行が行われました。これを受けまして、当尾の郷会館で生涯学習施設、郵便局、地区の集会所といった利用をしていきたいと思いますということが決まりましたので、それに向けて関係機関と協議に入ってきたところでございます。

そして、平成27年、ようやく関係機関との協議が整いまして、都市計画法等の手続を経まして、リニューアルに必要な改修工事を実施したというところでございまして、必要な手続、準備をリニューアルオープンに向けた手続をするために協議をしてきたということでございます。

以上でございます。

○宗田会長 二つ目の質問。

○山口課長補佐 保育園の活用の部分につきまして、お答えさせていただきます。

保育園につきましては、2016年の木津川アートの関係で、木津川アートに係る制作活動の場所として、アーティストのほうで今現在使用いただいております。これにつきましては、財政課所管の財産を観光商工課がお借りして、今、アーティストの制作場所として活用をさせていただいております。

以上です。

○九社前委員 いずれの所管にしても、都市計画法の一部の規則等が変わっておれば、それにのった今度の都市計画審議に係ったのかなというように思うんですけども、一応その部分は変わってないということで判断できますので、それはそれとしていいんですけども、これだけの時間がかかるということは、今、問題になってる市町村では、空き家対策等の問題がありますので、必ずそういう場合は道路に関してのこととか、そういうこと、所管はみな行政の方がもっておられるわけですから、その辺はやっぱり迅速に、法に基づいてやっておられるわけやから、法改正はなかったわけですからね。

その辺の時間短縮を、もっと住民の方は要望されてるわけですから、その辺のところはやっぱり時間短縮で、スピードを上げてやっていただきたいということだけお願いしておきます。

○宗田会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりなんで、この都市計画審議会でもこの計

画はさっと通したいと、1秒も早く通したいと思いますが、今、御説明ありましたように、木津川アートがこの当尾小学校で行われて、全国的な注目を集めたというか、今日も続いているわけですが、大変すばらしい、アーティストの方がこういう地域に入ってくれて、廃校になったばかりの小学校を使ってくれてというのは、NHKも取材に来ましたし、全国でもいい事例だったわけですね。

とてもいいことだというふうに思って、若いアーティストを絶賛したんだけど、ただ役所の壁が高くて、なかなかというか法律制度の壁が高くて、そう簡単に小学校をアーティストに使っていただくってこんな難しいことなのかっていうことを、難しかったのかということをお我々も大いに反省しているというか。

でも、おっしゃるとおり、これから空き家も出てくるし、こういう地域も増えてくるんで、こういうことに行政の観光商工とか、教育委員会とかっていう垣根を、実はね、教育委員会って遠いとかなんですよね、市長部局からすると。いやいや、失礼、社会教育だっていうのもいろいろあって、そういうことをできるだけ柔軟に、柔軟に、特に若い方に頑張ってもらえるようなことがとても大切なことだし、地域の住民の方が、そういう若い方が来てくださってその地域で活動して下さる、だからって、自分たちの農産物も売ってみようかっていう気持ちにもなるし、そういうことを大切に大切にしていかなきゃいけないといかんので、こんなところで我々が邪魔してはいかん、そういうことをおっしゃりたかったんだと思いますので。

どうぞ、西村委員。

○西村委員　宗田会長がまとめていただいたようなものなんですけど、実は、私も当尾小学校の閉校から後、いろんなこれではいけないという、高齢者ではあったんでよ、当尾はそこから高齢者の問題になるところであったので、これではいけない、後の人に伝えなくちゃというので、当尾の地域民がとても頑張りました。

それで、私がかかわっていたのが、随分この中にもありまして、5ページの中に閉校の後、アートを開催しましたときに、そのときも料理室を何とかならないかというお話がその後出たのは、オーバーズさんという地産地消の加工品をつくるグループをつくって頑張ろうという当尾の御婦人た

ちの7、8人の集まりがありまして、拠点にしたいという思いがあって、そこで販売したらいいということではいろんな行事もやられてましたけれど、料理室しか使えなかったんですよね。それを、ほんとに市に何回も言っていたのにもかかわらず、全然前へ進めてくれなかったのが25年です。そのときに、もう私たちが、その後ぐらいかな、オーバーズさんがふるさと応援資金というのがあるのに気がつかれて、今はうちも応援資金で加茂駅の案内所を始めて、「こういうのあるよ」ということを紹介したら、「いや、そういうのがあるんだったらそれで」ということで、農家の倉庫を改造して3年間500万円というのでもう始められちゃったんですよね。

だから、もう当尾の郷会館については、その問題がすごく燃えていて問題にして、みんながわいわい言ってるときも逃してしまっているというところもあったし、それから後、26年から28年の当尾地域の観光資源を活用した活性化検討委員会というのがありました。そのときも、ウォーキングの聖地にしようということで、浄瑠璃寺、岩船寺のある西小地区からこの当尾の郷会館というのは離れていますけれど、だけれども、やっぱりいろんな西小からの浄瑠璃寺、岩船寺からの道をつなげてウォーキングをしてきて、当尾の郷会館でおもてなしをしようじゃないか、買い物をしていただくじゃないかということをずっと計画的に温めてこられたのが、とても残念なことにそれがつながっていかなかったというのがありました。

だから、今、当尾の郷会館では月1回、第一日曜日の当尾の郷まつりとして野菜を売ったり、加工品を売ったりということで、その日だけ人を集めるというそういうことになってしまって、現地の当尾の歴史的観光とは全然つながらないものになってしまったんですね。

それで、私もその間、頑張ってきた人たちを見ていると、年をとられたなということを非常に感じます。この期間が長かったのが、もうだめだと言ってる声のほうが多くて、今、アンケートの中にいい意見を言っていたいていたみたいですが、もう続けられないし、後継者をなかなか見つけるのは大変だという状況になっていまして、観光地もさながらそのとおりでして、観光地は歴史遺産があるから人は来ます。今年も、JR東海で毎週のようにツアーが組まれていましたので、私たちもちょっと忙しいんですが、それに関係するJR東海沿線の名古屋方面から旅行者がどんどん入ってきていて、ほんとに来ていただくんだけどもがっかりされるのを聞いているのが、私はとても悲

しくて、何にもないんですね。今まで、吊り店というのがあったはずなのが、もうどんどん高齢化で、田畑が荒れ、荒れるに任せているというか、体力がないからできないということだろうと思うんですが、販売するものがほんとに少なくなってきたいて、もう閉鎖してるところが多くなってきちゃうんですよね。

そうすると、お寺はあるけど買い物ができないという、マニアックなお寺だけ見る、石仏だけ見るという人はそれでもいいと思うんですけど、やっぱりこちらに来たらそういう地産地消のものを買いたいと、そういう思いを持っている人がいまして、御婦人方からぶうぶうほんとに言われました。私もこの間、「寂しいところですね、何にもないんですね」と散々言われて、もう何か景観見ても、竹は倒れているし、道はどろどろだし、「気をつけてくださいね、すみませんね」と、こう言いながら案内するのが常なので、もうちょっと、私も長くやり過ぎてるなという感じが自分でもしているんですが、もう草刈りも折々に、あんまりひどいと草刈りもやらせていただいていたけども、これはもう地域の、地域力がなくなっているということだと思うんです。

昔は、地域の草刈りというのが度々あって、山道についても、公道についても、刈ってくださったんですが、この頃そういうことができなくなっているということで、もうこれはひどいということで刈っておりますが、もうそれも私たちも高齢になっているから手に負えないし、ああもう当尾に私たちも草刈りに入ったり、案内したり、当尾の人と付き合ったり、次の世代の人と付き合ったりいろいろしてかかわってきたんですが、同じようにここまでかなというそんな思いさえ持つようなことになっています。

一番、私が今、気になっているのは、石仏が立っている土地の所有者が、土地の方が土地の所有者なんですよ。ということで、放ったらかしにされる場合が非常に多くて、大門の磨崖仏なんかについては、私たちが刈るしかもうどうしようもないという大作業になるんですけど、こういうのがだんだん、土地の人がいなくなって、空き家があるということは家がなくなっているということなんですから、その土地はどういうふうに管理、保全をされて、全国から来られる観光客に対応していただけるのかなとそういう政策のほうがとても気になっております。

当尾の郷会館については、遅ればせながらよかったかなと思いますが、この間、2階を、私は、

浄瑠璃寺を英語で案内してもらった養成講座というのをやりましたときに、高齢者もいらっちゃって、先生が80代になるという先生だったんですが、2階へ階段のぼるのが大変で、これ高齢者が使えないので、ちょっとエレベーターっていうわけにはいかないかもしれないけど、何か方法考えないと活用が難しいなと、それも感じたところです。

ほんとに、当尾の郷会館、私たちも期待をしまして、駅からマップという丁寧なマップをつくって、アートの跡地も見えていただいているというようなそういうマップもつくったんですけど、それが生きるように何とかしたいという思いはあるんですが、ちょっと息切れかなという部分がこの頃感じているところでもありますので、よろしくお願いいたします。

○宗田会長　ありがとうございます。すみません、西村委員にちゃんとこれ、御説明していただくべきところでしたが、私が勝手にまとめてしまいまして、西村委員のこと存じ上げていないわけではなかったんですが、差しおいて変なまとめをして申しわけなかったと思うんですが。

今、幾つかとても重要なこと、おっしゃったんですが、最後におっしゃったような石仏、磨崖仏等の管理の問題というのは全国的に起こってまして、文化財の所有者がもちろん高齢化するし、それからその土地を放棄するし、相続が混沌とするし、これ文化庁もかなり熱心に取り組んでおられて、そもそも重要文化財建造物の7割が宗教法人が持っているんですが、お寺が今、無住寺がふえたりとか、檀家の喪失とか、「寺院消滅」という本も出てますけど、それで、まちなみ保存はやってますが全国の112重要伝統的建造物群保存地区あるんですが、その約3割以上が空き家になっているというかなり厳しい状況がある。

だから、それに対して文化庁筆頭に全国でいろんな市町村中心に、将来の所有を含めて検討するっていう作業が進んでおります。

それから、この南山城地域の山城地域全体にかかわることでもあるんですが、今、和束町にインバウンドの観光客、外国人の観光客含めて、随分お客さんが増えるよう、お茶の京都の効果もあり、それから星野リゾートが進出するっていう話もありまして、すぐ隣が奈良で、当然京都の近くですので、この旧加茂町というか、当尾、それから浄瑠璃寺界隈を訪れる外国人観光客も今後増えるだろう。だから、英語のガイド、今、おやりになっている、そのとおりなんです。

そういうこともありますので、状況は厳しいけど、もう一つ頑張ってくれたら、多分状況は改善するんで、あと10年たったらもう明らかに変わってくる、だって、10年前は星野リゾートが和東に来るなんてこと、およそ考えられなかった。お茶の京都がこんな成功するとも、世界遺産を狙えるとも思ってなかったわけで、悪くなっていくばかりではないということを申し上げたいし、それから、木津川市、合併したときに、加茂町があったものですから、京都府内で2番目に文化財の多い自治体になったんですよ。で、この都計審の委員になったときからずっと文化財保護審議会の会長が白石先生って、私、太一郎先生、大変親しくしてて、御一緒に百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録の委員会もやってたもんですから、百舌鳥・古市なんかとどいたら木津と一緒にやるよねって言って、今度、都市計画審議会と文化財審議会の合併の会を1回ちゃんとやった上で、今みたいなお話をちゃんと聞かんといかんねってということもやってたくらいで、都計審も、いわゆる文化財があつてこそその木津川市だっていう側面もありますので、それをこれから一つの課題として、皆さんと一緒に進めていきたいと思っておりますので、そういうきっかけになるような、きょうは議論だったなと思っております、決して無駄にはしませんので、今後とも都市計画審議会として、この当尾の郷を軸として、中心として進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。ありがとうございます。

ほかに何か、御意見、どうぞ。公文代委員。

○公文代委員　もう長くなってますんで、短くしたいと思います。

この地区計画、これは全体的に賛成させてもらうわけですがけれども、私の立場からいうたら、13ページですか、農産物の加工を含めて貯蔵というような施設ということになってるんですが、ここではなかなかできないと思うんですがけれども、一つの加工場の前段となるような実験的なものができたらいいなというようなことを提案して、ここに入れてくれたのか、社会教育課がそう考えてくれたのか、わかりませんが、私たちこれ農業委員会が、研修、5年ほど前、廃校になった和歌山の小学校を見学して、活発に活動、活用されていることを目の当たりにして、宿泊施設までやっておられたことがあったわけです。

それと、もう一つ、先月、私、日経新聞の大きく載っていた講演会に、18日に行ってきました。

そこで、またホームページで見てもらったらわかると思いますけれど、福岡のみやま市の第三セクターの社長さんと、名刺も交換してきましたけれども、来ておられて、ここもみやま市いうたら3万8千人ほどのところですけども、いろんな過疎化していく中で、儲かる事業をやらないかんということでやっておられて、手短かに言いますけれども、三セクで900名の雇用創設をした、こういうことをおっしゃってました。

行政も、やっぱり三セクの失敗をたくさんされたことを教訓にするのと同時に、現在のそういうことが900名も創出するような三セクもあるということも思いまして、なるほどな、やっぱりやればできるんやなど。そこも、それと、そんだけの中に行政の研修が、3年間で900組が来た。こういうことで、朝昼晩というのか、そのぐらいでこなしてないと、講演できないんや、それ自体が作業になるとような状態やおっしゃってました。

そして、儲けては福祉に、またいろんな事業に補助金を出しておられるいうことを聞いたら、やっぱりこの間、都市計画課にもそんな話でホームページ見といてくれというようなことを言って、見てくれたと思いますけれども、一遍にそのようにならないと思いますけれども、やっぱり福祉も含めてですけども、だけじゃなしに産業の創出もこの拠点に、幾らかでもなったらな、こう思います。

○宗田会長　ありがとうございます。農業サイドからの御支援がとても大切ですし、農産物直売より加工、加工より飲食、飲食より宿泊っていうのはそのとおりですので、ぜひその道が延びていくんだったらいいかなと思います。ありがとうございます。

あと、いかがですか。基本的に賛成で推移していると思うんですが。

どうぞ、はい。

○大庭委員　私も賛成なんですけれども、確認をさせてください。

今回、この利活用を図っていこうということで、市街化調整区域ではできないから、新たにこの地区計画を定めるということだと思うんですけども、この地区計画の肝といいますか、内容は、要は13ページのお示しいただいている内容だと思うんですね。この市街化調整区域ではできなくて、今回地区計画で立てようと、できるようにしようというのは何番に該当するのかというのを、明確にさせていただいたほうがいいのかなと思うんですけども、これは可能ですかという質問です。

○宗田会長 その前に、市街化調整区域で地区計画を立てた経験、今までありますか。

○竹谷次長 今までそういったことは、経験ございません。

○宗田会長 今回、初めてだったんですね。

○竹谷次長 はい。

○宗田会長 だから、それは丁寧に説明するほうがいいんで、じゃあひとつよろしく願います。市街化調整区域なんで。

○竹谷次長 お答えします。

まず、関係法令、根拠法令から説明をさせていただきます。

まず、市街化調整区域にこうしたものができますという根拠とは、都市計画法の43条の京都府知事許可でございます。教育委員会のほうでは、既に集会所と郵便局については、この知事許可をとりまして、実際、当尾の郷会館にこういった施設が開設がされております。しかし、これ以上、要するに広げようと思いますと、その表で行きますと、ナンバー6が郵便局になります。公民館がナンバー4になります。それ以外のものにつきましては、教育委員会のほうでは手に負えない対応、要するに、地区計画を設定しないとできないという内容になっておりますので、今回地区計画を設定したということでございます。

以上でございます。

○大庭委員 わかりました。ありがとうございました。それから、もう1点、関連で質問させていただきます。

地域振興を図っていかうですとか、観光というような観点から、何百人も押し寄せるような施設ではないと思うんですけども、それなりの人数に来てもらおう、あるいは、従業員の方々がここにアクセスするということも起きると思うんですね。そういった場合に、駐車場ですとか、そういう交通施設にかかわるようなものはこの中には、例えば、9番とかに該当するのでしょうか。それとも、あるいは多分恐らくグラウンドへ車とめられてると思うんですけども、それはもう特段ここには明記するような内容のことではないのかということも確認させてください。

○竹谷次長 お答えします。

現在の利活用の状況ですけども、ここに書いておりませんが、実は体育館は書かれておりません。それは、継続して体育館として、学校教育施設から社会教育施設というような用途変更はしますけども、体育館の機能はそのまま整理します。後は、運動場でございますけども、これもグラウンドとしてそのまま使います。

あと、プールにつきましては利活用の予定はないということでございますし、あと駐車場も敷地内でございますので、これにつきましても地区計画設定以降も駐車場として活用していきます。

以上でございます。

○大庭委員 駐車場は既にあるんですね。わかりました。もう1点だけ。

防災機能の拠点とかっていうことは、この施設ではありますか。写真を拝見していると、耐震のような建物には見受けられなかったんですけれども。

○竹谷次長 お答えします。

建物、グラウンドともに、防災拠点としての位置づけはされております。

○大庭委員 されてますか。

○竹谷次長 ただ、地区計画で設定しまして、いろんな有効活用されましても、防災活用の支障になるものではないと考えております。

以上です。

○大庭委員 わかりました。

○宗田会長 併せて、何か消防と警察の委員のほうから何か言っておくこと、ございますでしょうか。大丈夫ですか、よろしいですか。

江河委員。

○江河委員 実は、事前に8月でしたか、9月でしたか、坂元担当課長のほうから、この当尾小学校の件はお聞きしておりました。

実は、私、この春に赴任しまして、正直言います、当尾という呼び方も知りませんでした。御説明いただいた後、私、簡単に話します。趣味がサイクリング、自転車に乗るのがすごく大好きなので、すごく興味を持ちまして、道路のほうもちろんあれですけども、この小学校の周りは非常

に興味がありました。そして、自分のことばかり言うのも何ですけども、多少絵を、水彩画を描いたりしますので、すごく興味があったんです。次の週に自転車で、実際に、距離感とか、どういうふうなものかというのは、ネットでは見せていただきましたけども、実際に目で、そして感覚で知りたかったということで、行ってみました。

簡単に申し上げますと、御説明のあったよりは、そんなに遠くないじゃないかというところを一つ感じましたですね。木津川のまち、こちらに赴任して最初に行きましたのが、自転車で浄瑠璃寺のほうへ行きましたけども、浄瑠璃寺よりもまだ奥なのかなっという感覚がしたんですけども、今回自転車で行きましたら、道がわからなかったのが最初逆から行ったんですけども、帰りに当尾小学校から逆側におりますと、あっという間にJR加茂駅につく、何だこの程度かという感覚がありましたですね。

非常に、個人的な話に入ってしまうんですけど、市民ですので入ってしまうんですけども、京都市内でも廃校になった小学校を使ってアトリエに使ったりというようなことで、非常に利用が多いという部分で、当尾小学校の位置から見て、私が簡単に結論言ったらだめなんでしょうけども、すごく興味のある学校だなと。

それと、思ったよりもきれいな建物だなと思いました。そして、距離的にもそんなにいうほど遠い場所かなというのを感じたところであります。

○宗田会長　もちろん警察署として、この所管を守って国民の命、生命・財産を守ってくださっているお立場なんで、こうやって関心を持っていただくことは大変ありがたいことですし、そういう御意見を市議会の先生方に直接申し上げる機会というのがないものですから、こういう場所でこそ言っていただいて、木津川市のまちづくりに貢献していただくというのは大変ありがたいことです。

それに関して申し上げる上でもう一つ言うと、そうなんですよ、京都市も、私も言われて気づきましたけど、明倫小学校ですね、下京のね、京都アートセンターっていうふうになりまして、大変活躍してる。それで、その北側に隣接する昔の龍池小学校は、今、国際マンガミュージアムになってるわけですね。それぞれ、漫画のアトリエとアーティストのアトリエを持っているわけで、そう言

われたら木津川アートで始まったわけですから、あそこを木津川アートセンター、当尾小学校をですよ、木津川アートセンターとしてちゃんともうちょっとお金をかけて、それでアトリエも広げていくとか、京都の京都アートセンターに対抗する、京都府の南側にある木津川アートセンターというのをつくってもいいぐらいの、木津川アートも長年続いていますので、そういう発展、将来像も考えてもいいかなと思って、これは議会のほうに、またぜひお考えいただきたいと、もちろん市役所もそうですが、お約束していただきたいと思うぐらいの御提案なんで、貴重な御提案だと思います。

もっと、明倫小学校のアートセンターを参考にすべきだった、はい。田舎にあるからっていうことではなくて、もうすぐ隣接地が加茂の駅であるし、それから奈良に抜けても決して遠いところではない、まちなかもいいけど、ああいう山の中でやるのもとてもいいということだと思います。ありがとうございました。

消防もありますか。

○勝山委員代理 失礼します。消防から見ますと、建物の近くに防火水槽も既にもう設置されていますし、プールもございまして、水利的には特に問題もないのかなと。ただ、そこに入られる施設、どんなものになるかわかりませんが、弱者の方が利用されるのであれば、そのときにまた消防の設備ですね、検討させてもらうことになると思います。

○宗田会長 ありがとうございます。公文代委員、どうぞ。

○公文代委員 忘れたんですけれども、みやま町なんかは、防災警報何ほ鳴らしてても、なかなか広いと効果がないんです。そこで、防災の拠点は別にして、点在する家屋をタブレットで管理した状態で、隣近所でお互いが見てもらい、連絡し合うようなことをおっしゃってました。これも、一朝一夕にはならないと思いますけれども、そういうこともあるんだということで提案だけさせていただきます。

○宗田会長 ありがとうございました。

もし、市民委員の方で。これ、ほんとにアーティストの方の意見もここに出てくるといいなと思うんですけども。

○立花委員 私、木津川市こどもエコクラブの活動をさせていただいてる立花といいます。木津川市こどもエコクラブ、今回拠点としていたリサイクル研修ステーションがなくなりまして、今後の工作とかの活動をぜひぜひこの当尾小学校のほうの跡地ということで、小学生が利用しやすいんですね、施設も机も小さいので。ちょっと利用させていただきたいなと思って、今、少し、時々単発で入らせてもらっているんです。

だから、地域の方だけではなく、木津川市全体の、また、活用したい団体もあると思いますので、ぜひ発展して。

○宗田会長 そうですか、リサイクルステーション、使えなくなったんですね。

○立花委員 はい。

○宗田会長 わかりました。線路沿いのね、はいはい、ありがとうございます。

○立花委員 広く活用していただきたいなと思います。

○宗田会長 ぜひ、よろしく、地元の方にお伝えしたいと。

商工会、どうぞ。

○福井委員 商工会から一言なんですけども、当尾小学校、元小学校をもう一度利用するというのはいいことやと、私も思いますけど、あそこに関する道路網なんですけども、駐車場までは車が入れましたか。例えば、中型のバスくらいとか。普通乗用車は入れると思うんですが。

○西村課長 駐車場なんですけども、基本的に今、簡易郵便局が入っていて、2、3台というのがとれるスペースでして、実際バスとか入っていただくときには、グラウンドの一部を駐車場としてお入りいただいているという状況でございます。

○福井委員 ありがとうございます。できることなら、これは一番理想的な話なんですけども、高田九体寺のほうから岩船寺を回って、観光バスがラウンドできるように加茂の駅のほうまで行けるようになれば、利用客も増えると思うんですけれども。

今、奈良から来られて、奈良へ帰られるということで、商工会としましても加茂駅のほうでお客様も少ないし、それが増えたらいいというのが、私たちの思いなんですけども。一番、その、夢とするのは、大型バスが加茂から出て、高田まで回れるとか、道路狭いですから今のところ無理ですけ

どもね、そういうことを考えていただいたらいいかなと思っています。

○宗田会長　ありがとうございます。この後、報告として出ますが、この宇治木津線の新しい道路計画もございますので、またその関係でもこの地域の人の流れ、車の流れが変わってくるんじゃないかと思います。ありがとうございます。

○河口委員　道路のことで、ちょっとお願いというか、意見を述べさせていただきたいと思います。

ちょうど、ここに山城南の所長、大黒委員さん、いらっしゃるので、のほうにもお願いになるんですが、実は、先ほど西村委員からお話しされておりました当尾の郷会館から、また浄瑠璃寺、岩船寺に行くその道、かなり狭隘道路になっておりまして、私も毎回要望とかも出させていただいて、改善はしていただいているんですが、かなり狭隘部分、また、カーブなどがありますので、これからどんどん入っていただく大変いい機会なので、ぜひ府としても、その点を少し改善していただきたいというのが、実はお願いでございます。

可能な限り、やはりそういう道路整備というのはこれから必要になってくるのかなと思いますので、併せてお願いということでよろしくをお願いします。

○宗田会長　ぜひまあ、はい、そうですか、すぐつくりますとは言いにくい、京都府の立場もよくわかっていますが。

○大黒委員　山城南土木事務所の所長をしております大黒です。

今の高田東鳴川線ですか、木津川市を通じて、御要望を受けておりまして、浄瑠璃寺までは加茂からは2車線でできていて、そこから先、岩船寺で、奈良に至るところが、今言われたように幅員が狭いと。我々としては、抜本的に2車線にやるというのが時間も費用も相当かかりますので、今考えておるのは、停車帯をつくって、できるだけ離合しやすい道路にしていくということを計画しているところです。

ただ、どことも予算が厳しいので、ほかの事業も進めておりますので、そちらの進捗を見ながらこちらに取りかかっていきたいと思っています。

まず、すぐできるというのは、なかなか言えないんですけども、何とか前向きに考えていきたいと

思っております。

以上です。

○宗田会長 毎年災害復旧の問題もあつたりしますからってということと、国の社会資本整備審議会の道路議会でもよく話題になるんですが、この学研都市の幹線道路は整備できる方向にあるんだけど、例えば木津川から生駒に抜ける道ですとか、奈良線のほうに、あるいは大阪府につながる道、精華町から行く道とかっていう山の部分に、やはり何箇所かやっぱり危ないところがあります。当然、奈良に抜けるのはもっともつとありますし、三重方面というのはかなり深刻な状況にありますので、徐々に取り組むとはいうものの、いろいろ課題のあるところだとは思います。ありがとうございます。

○河川委員 府道ということで、お願いしたんです。

○宗田会長 そうそう、もちろんそうです。

○河川委員 そういうことでよろしくお願いします。

○宗田会長 ありがとうございます。

それでは、一通り御意見伺ったと思いますので、この議案につきまして採決をとりたいと思います。

特に御意見がないようでしたら、全会一致ということで採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○宗田会長 ありがとうございます。では、議案第52号 相楽都市計画地区計画の変更について、原案どおり決定させていただきます。ありがとうございます。

ここで、事務局の幹事の交代もありますので、休憩をとということになってますが、とりましょうか。では、5分ほど休憩をとります。

(休憩)

○宗田会長 それでは、再開いたします。

それでは、次の議題第3になりますが、相楽都市計画道路の変更についてを議題にします。

事務局から報告についての説明を求めます。お願いします。

○坂元担当課長　都市計画課の坂元でございます。続きまして、説明させていただきます。

これまで沿道市町で要望してきました道路名称、宇治木津線に係ります都市計画原案の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、座らせていただきまして、御説明を申し上げます。

資料につきましては、A4横カラー刷りのパワーポイントの資料3、それと、宇治木津線に係ります都市計画マスタープランの位置づけを示しました資料4のところで資料の御用意をさせていただいております。

なお、説明につきましては、パワーポイントの資料に沿って行います。

それでは、前面のモニターをご覧くださいませ。

はじめに、木津川市のまちづくりの方針につきまして、御説明を申し上げます。

モニターでは、宇治木津線のルートということで、今ポインターが示されておりますが、赤丸の点線で示しております。

宇治木津線の都市計画道路名は、実際、正式には城陽井手木津川線となっておりまして、これから、城陽井手木津川線の名称を使わせていただきます。

木津川市のまちづくりの基本的な施策の方針をまとめた総合計画におきましては、広域道路網の整備のための主な取り組みといたしまして、災害時におけるネットワークの強化・地域経済の活性化等のため、木津川右岸におきまして、城陽井手木津川線の新設を促進すると規定されております。

また、木津川市都市計画マスタープランにおきましては、市域外との交流を図る広域交流軸の一つに位置づけられておりまして、全国との広域的な連携を図るとともに、市域外の学研都市の各クラスターとの連携を図るものでございます。

以上のことから、本道路の計画は、木津川市のまちづくりの方針に合致した計画であると、事務局では考えております。

続きまして、2ページ目になります。都市計画道路城陽井手木津川線の御説明を続けさせて

いただきます。

城陽井手木津川線は、城陽市の新名神、今ポインターがついているところですね、と木津川市の東中央線を結びます、これ左側についております、延長が約11キロメートルの路線でございます。

総延長は、約11キロメートルでございますが、このうち木津川市域の延長につきましては約5キロメートルということになってございます。

次のスライドにっておりますが、次に、城陽井手木津川線のネットワークとしての整備効果について御説明を申し上げます。

先ほども申し上げましたように、新名神のスマートインターチェンジと東中央線を最短距離で結びまして、城陽市の東部丘陵地区から学研都市木津地区間周辺における沿線のまちづくりを支援する道路になります。

また、木津川氾濫時、浸水想定区域に位置する国道24号、今ちょうどポインターでフォローしておりますが、にかわりまして、氾濫の影響を受けず、国道307号等の主要アクセス道路と一体となります代替路としての機能を有することで、救援活動・物資輸送に寄与するものでございます。

国道24号の交通が城陽井手木津川線に転換するとともに、交通混雑の緩和が図られるとともに、渋滞が要因と考えられる死傷事故の減少が期待できます。

ここからは、城陽井手木津川線の木津川市域の具体的な内容につきまして、御説明を申し上げます。

小渋川を橋梁で渡りまして、綺田平後墓地と綺原神社と蟹満寺の間を通りまして、地形改変を極力抑えることを考慮しながら、不動川公園の西側で不動北線と接続をします。

次のスライドを見ていただきますが、山城神童子第1加圧ポンプ所、神童子墓地の西側を通りまして、山城配水池、あるいは、高築神社と田護池の間を通り抜けまして、高齢者総合福祉施設山城ぬくもりの里の東側の山地部を通過し、最終的には都市計画道路東中央線及び国道163号に平面交差点で接続するものでございます。

ここからは、白地図のところに載っております道路線の本線でお示ししているところになりますが、城陽井手木津川線の太い実線の部分、今、ポインターでフォローしているところですが、ここが今回変更いたします都市計画道路の区域となっております。

この6ページ目の図面は、井手町との行政界付近という形になります。

7ページ目になりますが、これは不動川公園から南側の区間、という形で見ていただければと思います。

8ページ目です。

これは、終点の東中央線、国道163号の接続までの区間を示しております。

このルートの詳細図面につきましては、この会議室の奥のほうですね、こちらのほうに、また壁面で掲示をしておりますので、後ほどまた、御確認をお願いしたいと思います。

9ページです。

標準横断構成について御説明を申し上げます。

車線数につきましては2車線となっております、対面2車線となっております。

片側歩道という形になっておりまして、歩道は市街地側のほうに設置されておりまして、歩行者・自転車が通行可能な自転車歩行者道となっております。

道路幅員につきましては11.5メートルという形での法線の確認をしております。

今回、都市計画決定を行いますのは、赤字で示しております、これ一番上のところですね、この道路幅員部分である11.5メートルの幅員を決定するという形になります。

今後、都市計画決定がされますと、計画区域内の土地の形質の変更とか、あるいは建築物・工作物等の建設に制限がかかりまして、市の許可が必要となる場合がございます。

また、今回都市計画決定を行いますのは、道路幅員のみという形でございまして、今後事業化されまして、事業者、今想定しておりますのは国土交通省のほうですが、その事業者のほうで現地測量や詳細設計によりまして盛り土、切り土、擁壁などの道路の詳細な構造が検討された後、具体的な幅員等が示されていくと聞いております。

10ページになります。

次に、都市計画決定に係ります今後の手続について御説明申し上げます。

左が木津川市、右側のほうが京都府という流れになりますが、本日の木津川市都市計画審議会での報告を踏まえまして、都市計画市(案)をこの後作成をさせていただくという形になります。都市計画法の第15条第2項に基づきまして、京都府のほうへ都市計画市(案)を申し入れるということで、矢印のほうになっております。

その後、京都府において都市計画(案)を作成されまして、本案をもって、都市計画法第17条第1項に基づきまして、都市計画(案)の公告・縦覧を行うということになっており、これは、京都府さんのほうで行われる手続であります。

あと、都市計画法第18条第1項に基づきまして、京都府の都市計画審議会での付議を経まして、都市計画決定・変更を告示するといった手続をこの後、踏んでまいります。

この城陽井手木津川線に関しまして、都市計画法第16条第1項に基づきまして、事業者であります国土交通省、あるいは京都府・木津川市の共催で地元説明会を二回開催しておりますので、この内容につきまして、特に資料をお配りしておりませんが、口頭で御説明をさせていただきます。

アスピーア山城のほうでやらせていただきました会場のお話をここで御説明させていただきます。

こちらのほうは、先月16日の午後2時から開催させていただきました、出席者数は28名でございました。

結論といたしましては、特に反対意見はなく、地元説明会を終了しております。

法線に関する主な質疑応答としては、4名おられました。

綺田地域での山際付近の法線は民家に近く、急傾斜地危険区域であるが、その辺の配慮はどうなっているか、という御質問でございましたが、お答えとしては、都市計画道路城陽井手木津川線の総事業費や木津川の堤防からの距離を離すなど、総合的な判断で災害に強い道路と位置づけております。地質調査を入念に行いまして、詳細設計を行っていくという御回答がございました。

あと、お二方目からは、自宅から近いところに法線がある。もう少し離してもらえないか。また、

騒音対策は。という御質問でございましたが、これにつきましては、井手町との調整とか、あるいは公共地への配慮、費用等の観点からお示しております計画図案がベストではないかと考えている。また、騒音につきましては、環境アセスメントの実施や車道について山側へ歩道を市街地側にするなど、配慮に努めているというところの御説明がございました。

3人目の方からは、説明会の周知の方法は回覧板による周知方法もあったのではないかと。事前に資料の公開もなく、その場でいきなり意見を出すのは非常に難しいという御質問がございました。これに対しましては、広報のきづがわ10月号、あるいはホームページへの掲載、ポスターなどで周知してきていると。で、記者発表も行ってきたが、新聞には掲載されておられません。現状、この周知方法がベストであったと考えているというお答えをさせていただいております。

あと、4人目の方では、説明されたルートについてこれまで全く知らなかった。説明不足ではないかという御質問がございました。これにつきましては、2年前から国による計画段階評価を行ってきており、広報での周知やアンケート調査によるルート帯についての意見聴取も行っている。これまでからの手続は十分踏んできているものと考えているという内容がございました。

あと、二回目の山城支所別館でございます。これが、先月の19日の午後7時でございましたが、出席者数は17名でございました。

結論としては、4車線化を望む声が圧倒的でございましたが、反対意見はなく、地元説明会を終了しております。

法線に関する主な質疑応答ということで、5名ほどございました。

お一人ずついきますと、お一方目が本当の詳しい地図がわからない。出してもらいたいという御意見がございましたが、壁に掲示しております図面は、説明会終了後、来週から都市計画課、指導検査課で閲覧可能とし、有料にはなりますがコピーもしていただけます。ただし、原案であるので変更の可能性があることはあらかじめ御了承くださいという形で、コピーでの頒布を可能にしております。

お二方目ですが、4車線化の検討はされたのかというところではございましたが、国道24号から1万台程度が城陽井手木津川線に流れるものと考えていて、道路構造令では2車線でさばくこと

が可能なので、計画では2車線という形で考えているということでございました。

あと3人目でございますが、軸が変わるという、これは道路帯のことだと思いますが、軸が変わる可能性はございますかという御質問がございましたが、原案という形なので、意見をいただきながら京都府の都市計画審議会へ諮っていくという形になっているところで、また、今回の都市計画審議会の報告も含めて、市案が固まって、京都府へ移ってから、都市計画案の公告・縦覧で意見を言っていただく機会がありますので、市案である程度固まっていることが予想できるので、来週以降意見を言っていただく形をお願いしますということの答えでございました。

あと、4人目ですけども、民家に近いところを通る。山手の方に通せないか。考え方を教えてほしいという御意見もございましたが、土の切り盛りや、道路をつくるための収支、それから、極力家屋が少ないところを通すようにしていて、家以外にも公共施設、ため池、ぬくもりの郷などもあるというところもルートに勘案しているという答えでございました。

最後の方ですけども、なぜこの時代に新たな国道をつくるのに2車線なのか全く理解ができない。昭和28年の大水害の際は井手町付近の低い場所から浸水していたと。こんな細い道が何になるの、最低限4車線の用地だけでも確保してもらいたいと。で、京奈和道は用地をちゃんと4車線化で確保してるやないかという御意見もございました。これに対しまして、回答としては、国道24号が堤防道路であることから、浸水区域を通らないように計画していて、国道24号も通るので、2本の道路を活用していきたいということの答えでございましたし、市としては、大変な被害があったことは地元の方から聞いております。貴重な御意見として都市計画審議会に諮っていきたく存じますというところでございまして、都市計画法第16条第1項に基づく地元説明会の説明については、御報告のとおりということにさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、今回の報告案件につきましの御説明を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○宗田会長　それでは、委員の皆さんに御質問・御意見いただきますが。

これ、私、近畿地方整備局の委員をしてたんで、計画段階評価の段階から、2回あったんですが、割とよく知っているんですが、結構丁寧にお配りしたつもりなんです、なかなかやっぱ

届かない。新聞の折り込みチラシも確かやったと思うんですが、なかなか届かないというのもあるし、そういう説明の機会もつくりましたが、住民の方と、それからトラック業界の方とか、地元商工業界のほうにも、商工会からも確かお返事いただいてたと思いますし、農業団体からもいただいたと思いますが。

それから、やはり何といっても、今、後で公文代委員もお話になると思いますが、山城大水害のことが最大のポイントにあって、このルート決定するときも堤防の上を通す案、それから皆さん、使い勝手がいいものだから、まちなかを通す案というのもあったんですね。で、山のほうに行きます。山のほうは、今も御意見あったように、もっと裏側につくる方法もあるんだけど、いかんせん今度水害が来たとき、逃げてもらわんといかんので、その低いところに住んでいらっしゃる方が。だから、あんまり上につくって、安全、安全でつくってしまうと、今度は逃げ場が遠くなってしまう。だから、ある程度の、走って逃げていけるぐらいの距離、もちろん皆さん、車で逃げるとは思いますが、ぐらいの高さでないといかんとかっていろいろ考えてやったんです。

それで、木津川河川工事事務所でも今、しておるんですが、河川屋さんのほうは、スーパー堤防といいまして、堤防そのものをもっと幅500メートルぐらい、全部かさ上げして、高いところにつくったらどうかという案もあるんですが、そんなことしたら、市街地の人、みんな一旦立ち退いてもらって、まちそのものを堤防の上につくるってことになる、それがスーパー堤防なんですね、いわゆる高台移転みたいなことになるんで、それはちょっと山城の人、もちろん山城も井手も難しいよねっていう話で、山側がということで、3ルート案のうち、一応山側ルートに道路小委員会では決定したというになってた経緯があるんですが、そのときも地元いろんな御意見を聞いた上でやってはいたんですけど。

ちょっと、そういう背景があったということを申し上げておきたいと思います。

ほか、何か御質問。

どうぞ、河口委員。大事なことです、はい。

○河口委員　事務的なことで申しわけないんですが、今後の手続についてということで、スケジュール的なものを確認しておきたいと思ひまして、言わせていただいております。

まず、木津川市のほうはこういうスケジュールというのは大体イメージできますんですが、その後、京都府において特に気になるのが、議会のほうに審議会のこの計画を上程されるというところの、その辺はいつごろというかスケジュール的にはどういう流れでいくのかなってというのが気になっています。その辺のところ、わかれば教えていただきたいと思いますが。

○宗田会長　どうぞ。

○坂元担当課長　都市計画課、坂元でございますが、ちょっと今おっしゃっていただいているところは、私どもの説明が下手くそだったのかなと思うんですが、今、スライドを見ていただきますと、ご覧のとおりですが、今、ちょうど木津川市のほうでいいますと、今、三つ目のこの報告というところで、ちょうど今開催させていただいているところでございます。この後、恐らく速やかにこの市案の作成というところに移ってまいります。これは、市長が京都府のほうに出すという形になります。

次に案を申し出ますので、次に右のほうへ移ります。ここから、京都府のほうに全部入っていきまして、実は市の議会のほうには何も通るものはございません。

○河口委員　入ってこないという。

○坂元担当課長　入ってこないというところで、次はもう京都府決定の今回の都市計画決定になりますので、京都府のほうの都市計画審議会、これがまた三つ目ぐらいにあります、公告・縦覧のあと、その後、京都府さんのほうでお決めになられて、右側の決定告示を打たれていくという形になりますので、一応行程に関して、木津川市のほうで何か議案を出すというところは今のところ、考えておりません。

○宗田会長　一応、そもそも都市計画決定は、京都府が打つものであって、この木津川市は市になったんで、市の都計審があるので、報告をしていただいていると。議会にはそういう制度にはなっていないということですよね。もう2号委員の方がここにおられるんで、建設常任委員会とか議会にも一応情報を提供しているということですね。

もし何か、御意見があれば。

○河口委員　そのスケジュール的、日程的なものがどうなのかというのを確認したかったんですが。わかる範囲でということで。

○竹谷次長　すみません、お答えします。右は、京都府の手続、4つあります。京都府は、この手続を今年度中に終えたいというふうに考えてます、今年度中です。来年度からは、事業化を図ることを目標としております。

以上です。

○河口委員　結構です。

○宗田会長　片田委員。

○片田委員　この案なんですけれども、国がまちづくりについて、リダンダンシーといって、備えあれば憂いなしということを基本に、今、国道づくりをされているんですね。そういった意味でも、木津川市も含む、その地域一帯は、やはり国道24号に頼っているというところがございますので、その代替として、防災上でもう1本、道はつくるべきかなと、つくってほしいなど。

ことし、3月に京都府、国交省のほうから、地域住民に対してのアンケートを、そしてまた、ヒアリングもされています。そのヒアリングもされた中で、地域住民の90%の人たちが、ぜひつくってほしいという回答が来ております。というのは、やはり先ほど出ました山城の水害ですね、不明者が336人、死者を入れてですね、家屋の流出が381戸あったということでございます。

そういうこともありますので、地域住民の方は、皆さん、やはり代替の道路が欲しいという思いは、常に持っておられると思います。それと、国道24号はもういつも渋滞状態なんですね。渋滞と事故は、警察の方がおられるのでよく御存じだと思いますけれども、京都府内の国道の中でもトップクラスの渋滞と事故率だそうなんですね。やはり、それを緩和するためにも、もう一つ道があってもいいかなというような思いでおりますので、ぜひこの計画の早期の着工と早期の完成を、私自身も望んでおりますし、またアンケートやヒアリングからも多くの方が望んでおられるということ、やはり考慮に入れて、皆さん考えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○宗田会長　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

公文代委員、お願いします。

○公文代委員　すみません。私のこの立場からも申しておきます。

御存じの方も多いと思いますけれども、以前も宗田会長に申し上げたとおり、農業振興地域と

いうのは、これ北から真ん中ほど、それから今、橋のジャンプ台のあるような形にしてるとこの農地が農業振興地域です。ここの地域を通るということで、この辺あたりを十分に考えて、とりあい道路も含めてお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

これは、農業振興地域は、法律によって、まあいうたら年度というんか、法的に許される範囲で国道というふうな公の道路は意見なしに通ってしまうというような道路ですので、後で、この道路ができてから振興地域の解除にかかると。何か、国が行うことやから問答無用というようなことになっておる法律になってますので、これもうやむを得んやろと、私はそのように思ってます。

農業委員会としては、とりあい道路をしっかりとやっというてほしいなど。それと、国の行うことやから、また府が関与することやから問題ないだろうと思いますけれども、しかし災害は必ず起こってくる。農免道路すら常に災害があると、土砂崩れはあると、こういうことですから、何とかこれは十分に注意してほしいし、また、起きたら迅速に対応してほしいと、このように思っております。

もう一つ、このパンフレットに、これ出させてもらった、事務局のほうからこの説明会で、28災の水害があつて、そこに住民が死体を並べてあるのを見たというようなことを、委員もしくは住民から聞きます、市民から聞いて、そして、これを提出させてもらった。提出するのに、著作権というのがありますので、これ農政課からもらったものでしたので、農政課にその著作権のお願い、また市長も、また幹部の方もここにおられるんで、著作権を承諾いただいたものとして、これ、説明をさせてもらいたいと、このように思いますので。

何でか言いましたら、この目的は何らこの案と逸脱するようなことではないんで、このようにしてお許しを願いたいなど、このように思いました。

それと、これ、こういうこと、偶然に私が、天井川がたくさんあるわけですね、山城にも。宇治からかけてはもっとあるわけですが、山城だけでも天井川を災害から守る会というようなものを組織しようと、このような意識を持ったわけです。それは、たまたま神童子地区に、50ヘクタールという太陽光が、50ヘクタール言いましたら、甲子園球場の13余りの広さの太陽光ができる。これは東京の資本でできるんやけれども、大変なこと起こるなど。災害、これ知らない人がつくらんやからと思って、そういう組織をつくろうと思って、パンフレットを刷るような準備をしました。

そしたら、この城陽井手木津川線において、そういう質問が出たということがありまして、都市計画にお願いして、こういうことに気をつけてほしい。まあ、国のことやから、その辺は十分されるんですけども、許認可含めてされるんやけれども、国やから担保されるけれど、民間なんかは会社なくなったらしまいということで、そういう組織をしようと思ってたまま、この内容はもう詳しくは言いませんけれども、よく読んでいただいたら、58年度のパンフと平成15年の山城町でつくられたパンフが合作してます。2枚あったんですけど、市からもらったのは。

それで、今、片田委員がおっしゃったように、何名亡くなってとかいう部分は、十分この中に書かせてもらっておりますので、十分見ていただいたら、ちなみに、ここに死者が棚倉24名、高麗6名とか、ずっと家屋、それからいろんな形で全部書いております。これは、審議会とは関係ありませんけれども、見ていただいて、こういうことのないように、啓蒙してほしいと思って了解を得たということでございますので、この城陽井手木津川線ですか、この路線については何ら異議ありませんので、そういうことでございます。

○宗田会長　ありがとうございます。パンフレットをお配りいただきまして、ありがとうございます。65年になりますが、私は京都府立大に勤務している関係で、井手町等で、これまでもこの水害に関しては十分聞いてたんですが、いかんせん、この地域ですら記憶される方がどんどんお亡くなりになる状況で、まして国の審議会、近畿地方整備局でも、御存じの方がもう現役ではないわけですね、当然ながら。

ですから、木津川河川事務所含めて、この地域がっていうことも、今の新路のバイパスが山側につくる必要ということも、再三私も申し上げてはいたんですが、とても大事なことだと思います。

それから、もう一つ、冒頭おっしゃった旧山城町の上狛と言いますか、木津川の湾曲部の農地というのは、ほんとに京都府の農業を支えるような一流農地で、京野菜の大部分はあそこでつくられる、あの農業振興地域をどう今後維持していくかっていうのは、木津川市の都市計画にとってもとても大事なことだという御指摘はそのとおりでありまして、農地の活用、利活用含めて、今後議論していきたいと思います。重要な御指摘をいただき、ありがとうございました。

そのほか、どなたか。はい、どうぞ。

○片岡委員 議会の片岡でございます。

私、宇治木津線の計画は大賛成でございます。でも、今、事務局の中から説明ありましたね、住民の声として4車線を要望するというような声が上がって、それに対して木津川市として、市案の作成の中で、府のほうに要望はできておるのかどうかということでお聞きしたい思います。

そして、もう1点、今、農業委員の会長からも、神童子に50ヘクタールのソーラーですね、東京の事業者が行うと。そしたら、天井川が控えておりますね、四つの天井川がね。それに対して、府に対してどのような、市としてアクションを起こされるのか、僕らも市としてももう少ししっかりしてもらわんことにはね、道路に対して。そこらは、どういうふうな御意見を、市として持っておるのかお聞きしたいと思います。

○西理事 建設部理事の西でございます。

まず、1点目の御質問でございますけども、4車線要望というところですけども、国のほうからは、現状の交通量予測、平成42年、平成は終わりますけども、平成42年時点の将来交通量予測をしておりまして、その予測によりますと、この2車線については、1日交通量が1万台程度という結果になってるそうでございます。その結果から考えますと、今現状2車線という道路で十分であるというふうに、国のほうからは説明を受けておるところでございます。

2点目、ソーラーの話でございますが、ソーラーができる箇所については、都市計画区域外となっておりますので、都市計画というよりは今現状、農政のほうで担当していると認識はしております。この宇治木津線については、都市計画道路名、城陽井手木津川線でございますけども、災害については十分配慮して、調整池等含めて京都府と協議しながら、災害に十分配慮した道路になると認識をしております。

綺田の地区のほうで、土砂災害警戒区域の中を通るような箇所もございます。この箇所につきましては、ボーリング等調査させてもらって、地質について十分考慮しながら、国のほうからは道路詳細設計を実施していくと聞いてございます。

以上でございます。

○宗田会長 片岡委員。

○片岡委員　ありがとうございます。今、交通の予想は国のほうが1万台と、今、おっしゃいましたが、まあ、交通は1万台としても、それは2車線で対応できると思いますけども、やっぱり災害として、起きてはならない災害が起こった場合の、私は2車線ではやっぱり住民、市民の安全は確保できないと思うんですよ。

また、そして、今理事のほうからも説明がありましたけど、綺田地内ですね、軟弱な土地なんです、あそこ、御存じだと思いますけれども。やはり、竹やぶが、砂入りの、細かい砂でね。それに対しても、やっぱり市として、しっかりと、府のほうに要望していただきたい。その点、どうなんですか。理事、よろしくお願いします。

○西理事　ありがとうございます。4車線化については、先ほど、片岡委員、おっしゃっていただきましたけども、その辺も京都府さんと話をしてみたいと思っております。

土砂災害、軟弱地盤の件ですけども、私もこの案を見て一番先に思ったのは、その点でございました。土砂災害被害区域の中を通っている道路であるし、これは災害について大丈夫かなというところを思ったところでございます。その案も、この都市計画を計画された段階から、ここは土砂災害警戒区域なんで十分な対策をお願いしたいというふうに、市のほうからは国のほうにはお伝えしておりますので、そういう方向で進められていくと認識しております。

以上でございます。

○片岡委員　会長、ありがとうございます。

○宗田会長　ありがとうございます。まあ、山側に今回道路をつくるということは、砂防ダムの役割もあって、土砂を何とかとめたいという配慮も十分していただけたと思いますので、特に天井川の話もさっき出ましたが、内水面水害が出るようになってまして、それと今、御指摘いただいた土砂災害というような、今年も台風多かったですが、御心配になるとこでして、それは十分国のほうでも配慮してつくるように、私のほうでも、また委員の任期が続きますので、努めたいと思います。

ほか、どうぞ。じゃあ、商工会、お願いします。

○福井委員　商工会としてお伺いするんですけれども、これは、私、この4月から商工会会長になったもので、前回のときのことは知らないんですけれども、この道路が新しくできるということ

については、人の流れ、商業の流れ、商工業の流れというのは変わっていくということでもありますし、構造的には全て高架になるって、例えば、極端な話、高架になると、その近隣左右に商店街ができるわけでもないし、平面を通る場所もあったりして、できることなら商業、工業者が営みのできるような場所であってほしいと思うんですが、また、そういう場所も考慮していただきたいなど。

例えば、163号とこの新しい24号が交わるところとか、平面であると、特に左右にそういう商業地としてもらうとか、そういうことを考慮していただいているのか、いただくのかお願いしたいと思います。

○西理事 ありがとうございます。構造につきましてですが、今現状、この都市計画決定の幅というのは道路幅で決定させてもらってるものでございまして、構造を高架にするかとか、盛り土にするかとか、切り土にするかっていうのは、今後事業化されて、詳細調査をした上で決定されるというふうに聞いてございます。

周辺の利活用についてですけども、木津川市内、現状市街化調整区域、全て市街化調整区域の中を通る路線でございまして、その辺市街化をどうしていくかといったようなことも含めて、今後検討はしていかないとけない事項であるかなと考えております。

現状では、市街化調整区域でありますので、何かまちづくりをしていくというような計画はない区域になってございます。

以上でございます。

○福井委員 ありがとうございました。

○宗田会長 この道路は、基本的に山を通して、植栽とか地形の関係もあるんで、市街地側からは見えない部分も相当あるんですね、どうしても見えるところもちろんありますけど、全部が決して見えるわけではなくて、この計画段階評価のときに、現24号沿いで御商売されてる方と、この木津川市、山城を含む井手とか城陽とかで、事業をいっぱいやってらっしゃる工のほうもあるものですから、両方に質問かけたら製造業関係の人の答えが多かったのか、実際は製造業が結構多いということもあって、渋滞で苦しめられてるから入荷出荷に大変苦慮してると。だから、

むしろ道路を早く整備してくれれば、交通が便利になるので助かるっていう製造業の声のほうが、沿道で御商売されて飲食店とかおやりになっている方よりも多かったというのが現状なんです。

だから、もうちょっと観光地とかで、道路沿いのお店が多いとか、製造業がもっと少なかったらお店優先、商店街優先ということも配慮にあったんでしょうけど、ここは結構製造業で出荷される方も、農林水産の方もおられて、とりあえず渋滞何とかしてくれという声のほうが多いというアンケート結果だったものですから、ヒアリング結果だったものですから、計画段階じゃあ製造業の方と、それから通過交通で、いつも苦しめられている住民の方というのがわんさかいるわけですから、そっちの声が、交通事故の話もさっきおっしゃいましたが、そういう声が大きいんで、ちょっとバランスをとって今の道路の配置にしてるとい形ですね、そういう計画段階では検討させていただきました。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○光橋委員 本日市民ということで参加させていただいておる光橋なんですけれども、今、これ南北の道路に、迂回道路としては物すごく立派な道路の計画だと思うんですけども、これにつながる東西の、現在の24号からのアクセス、木津川市は5キロぐらいということなんですけれども、この辺、例えば災害が起きたところに、道はあるんやけどそこへたどりつかないと、その辺をどのように考えられてるのか、これは木津川市さんがやられるんか、府がやられるんか、国がやられるんかというのが、ちょっと思いましたので、その辺、お聞かせ願えますか。

○宗田会長 接続道路の話、お願いします。

○西理事 アクセス道路についてですけども、先ほど説明をさせていただきましたとおり、今現在、決まっているアクセス道路というのは、不動北線、不動川沿いの北側の道路からアクセスをさせていただくという道路アクセスは決まっておるんですけど、それ以外の道路アクセスについては、今後事業化された段階で詳細設計をしていく中で決定していくとお伺いをしています。

地元の方も御存じだと思いますけども、棚倉の駅の近く、府道がございます。枚方山城線、開キ橋からつながる大きな道路でございますけども、その延伸という話が区画整理をやった段階から話があったと思うんですけども、その延伸された道路について、その宇治木津線にアクセス

をしていくようなことは検討を今しているというふうには聞いております。

以上でございます。

○宗田会長 よろしいですか、どうぞ。

○光橋委員 ありがとうございます。せっかく立派な道路をつくるので、特に山城町にお住まいの方でしたら、そこのアクセス道路のほうの充実をよろしくお願いします。

○宗田会長 命がかかわる問題なんで、ぜひそこ、逃げられるような状態、お願いしたい。

どうぞ。

○公文代委員 今、理事のほうから府道を延長して、これにつくような計画があるとおっしゃったんですけども、棚倉の説明会でも申し上げたとおり、木津町の中心部の木津駅がアンダーで、都市計画できてあったのに、中止するような市が、そんな何百億もかかる買収から含めて、いつできるんか、見通し立たないものを計画に入れていただくと、大変な迷惑するんです。地域、私ら、ちょうどそのど真ん中にいますので、それやから、そんな計画は避けてほしい。要望しないでほしいということをお願いしときたい。こんな100億でできる話違います。

そして、今の4車線でも2車線にするということから、利便性から見て、一つの利用体系から見て、そんな見込みはほとんどないと思いますんで、生産性はないと思いますんで、これは絶対、言葉で言っても計画にのせないでお願いしときたいと思います。よろしくお願いします。

○宗田会長 お答えできますか。どうぞ。

○西理事 いろいろ御意見、道路についてはございます。そういう意見を、貴重な意見を御頂戴しながら、市の中でも検討していきたいと考えています。

○宗田会長 ありがとうございます。それでは、大庭委員、お願いします。

○大庭委員 スライドの9ページになるんですけども、標準断面図ですね。これ、都市計画決定後も精査されて、当然数字は変わってくるものだと思いますけれども、これ、現時点でこの図を拝見するに、やや何か歩道が広いような気もするんです。これは、何か道路構造令で既に決まっている数字なのか、あるいはおいおいのこと、例えば右折レーンですとか、あるいは工事のスペースなども考慮して、こういう歩道の幅にされているのか。そのあたり、もしおわかりでし

たら教えていただければと思います。

○西理事 歩道幅、3.5メートルについてですけども、今現状計画してございますのは、自転車、歩行者、混在できる幅員の歩道ということで3.5メートルという計画をされています。道路構造令上、車いすが1メートル、歩行者が1メートル、自転車が1メートル、施設帯、ガードレールの幅が0.5メートルで3.5メートルという幅員が決まっておりますので、現状自転車、歩行者、混在できる幅、幅員として計画されています。

ただ、自転車・歩行者が現実、通行できるかどうかというのは、公安委員会さんの御意見を聞いて決定をするということになってますので、実際自転車が通れる歩道になるかというのはそこで議論されるものと認識しています。

以上でございます。

○大庭委員 わかりました。実際にできて、歩行者が全くいないとかいうこと、当然あり得ると思うんですね。交差する道路の数によっても、当然使われ方も変わってくると思いますので、そのあたりも実際の使われ方なども踏まえながら計画を進めていただければと思います。

以上です。

○西理事 ありがとうございます。

○宗田会長 よろしいですか。ほか、何か。なければ、ただいま御報告いただきました案件につきましては、木津川市都市計画審議会としては御報告いただき、了解したということで終わりにしたいと思います。

では、そのとおりさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題としてはこれで終了しましたが、その他について、事務局から御説明をお願いします。

○北岡係長 それでは、その他につきまして、事務局から説明を申し上げます。

本日の都市計画審議会の議事録ですけれども、次回の第23回木津川市都市計画審議会にて大庭委員に署名をいただき、個人情報に当たる部分がある場合には、それらを除きまして、ホームページで公開してまいりたいと考えております。

最後に、次回の開催予定ですけれども、来年1月21日月曜日午前9時半、市役所5階全員協議会室、場所、時間はこちらになります、第23回の都市計画審議会を予定させていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、予定しております議決案件につきましては、相楽リサーチパーク及び木津中央地区の地区計画の変更でございます。詳細につきましては、別途文書等であらかじめ御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の予備日として設定をしておりました今月19日の審議会につきましては、本日開催をさせていただきましたので、今月19日の予備日につきましては、開催をしないということで御案内のほう、改めて申し上げたいと思います。

以上でございます。

○宗田会長　ほかは、何かございますでしょうか。

ないようですので、ここからの進行は、事務局にお返しします。ありがとうございました。

○北岡係長　どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、若狹部長が御挨拶申し上げます。

○若狹部長　失礼いたします。建設部長の若狹でございます。

宗田会長をはじめまして、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、さまざまなお立場から活発な御意見等御審議賜りまして、まことにありがとうございました。

本日、御審議いただきました内容に基づきまして、今後の都市計画の事務を進めてまいりたいと思っております。

今後も、委員の皆様方の御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○北岡係長　それでは、以上をもちまして、本日の木津川市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

この議事録が正確であることを証するため、会長並びに議事録署名人はここに署名捺印する。

平成31年/月2/日

会 長

宗田好史



平成31年/月2/日

署名委員

大庭昭治

